

ごみの分別・出し方全体についての Q & A

自治会説明会時にみなさんからいただいた質問です。分別・出し方の全体にかかわるものです。

Q 市内は全て同じ分別・出し方になるのか。

A 基本的には同じになりますが、一部違うところがあります。あじさいクリーンセンターと桑名広域清掃事業組合で、施設の処理能力や処理の方法が異なるためです。

Q 青い袋が弱い。

A 袋を製作した業者には、改善指示をしています。ただし、あまり袋に詰めすぎないようにしてください。袋が破れる原因にもなり、持ちにくくなって収集に時間がかかります。

Q 袋をテープで貼って出してもよいか。

A 持ちにくくなって収集に時間がかかるので、できればごみを少し減らして、縛って出すようにしてください。

Q ごみ袋に名前を書くことを指導できないか。

A 市からは名前を書くことを強制できません。ただし、自治会で取り組んでいるところもあるので、名前を書く欄を設けています。

Q もえるごみの小さい袋や取っ手の付いた袋は作らないのか。

A もえるごみ用の小さい袋は作りますが、4月には間に合いませんのでご了承ください。取っ手付きの袋は、製作費用が高くなるため作りません。

Q ドラム缶や簡易焼却炉でごみを燃やしているが、どういう焼却炉なら良いのか。

A ドラム缶や家庭にあるような簡易焼却炉でごみを燃やすことはできません。

Q 野焼きでもいいのかはどんなものか。

A どんど焼き、田の畦焼きなど昔から行われている行事や、病害虫駆除などです。ただし、市役所や消防署などへの届け出は必要です。

Q もえるごみの袋はなぜ青色なのか。青い袋より黄色い袋の方が、カラス対策になるのではないか。

A カラス対策になる黄色い袋は特殊なもので、作るのに通常よりも費用がかかります。また、すでに黄色い袋を員弁町のプラスチックごみの袋として使用していたため、もえるごみの袋は員弁町で使っていた青色に合わせました。

Q バーベキューは野外焼却になるのか。

A バーベキューの場合は、ごみを燃やすための焼却ではないため、野外焼却には当たりません。

Q 河川等の草は、燃やしても良いのか。

A 国や自治体が道路や河川などの管理のために行う場合は、他に処理する方法がない時に限り、例外として法律で認められています。

Q ホームページで物を検索するとごみの分類がわかるものを作ってほしい。

A 一般的な品名（アイロンやはさみなど）で分類を示した一覧表のようなものを平成19年度以降に作成する予定です。

Q アパートへの啓発はどうするのか。

A 管理人または経営者に周知してもらうよう依頼します。

Q 外国人への案内はしてもらえるのか。

A 4月以降、早見表ポスターを作製する予定です。

Q 分別が複雑になると不法投棄が増えるが、市として対策はしてもらえるか。

A 啓発・監視等を行います。不法投棄があれば市へ通報してください。不法投棄されたごみについては、国、県、市の管理する土地であれば、それぞれが処理します。私有地については、所有者で処理していただくことになります。

資源ごみ・もえるごみ・もえないごみの Q & A

自治会説明会時にみなさんからいただいた質問の補足分です。

Q 布団の綿をちぎって袋に入れると、50cmくらいの立方体になるが、それでもいいのか。

A ちぎったものは、焼却炉に投入するときには、ばらけるので大丈夫です。

Q 納豆の入っていたものは、どのごみで出すのか。

A わらで包んであるものは、もえるごみです。プラスチック製容器は、しばらく水に浸すなどして粘り気を取って、プラスチックごみで出してください。

Q 酒の緑色の一升ビンも店で引き取ってくれるのか。

A 一般的な茶色の一升ビン以外でも、基本的には引き取ってくれます。なかには販売店では引き取れない種類のビンもありますので、そのときは資源ごみとしてお出してください。